

三条市民商

三条民主工商会
三条市岡野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2017年4月10日
2268号

所得税・消費税

現金が払えず困っている…

「換価の猶予」を申請して分割納付にて

今年の確定申告も終わり、消費税の納付の振替日が迫っています。消費税は赤字でも払わなければならず特に今まで増税されて以降、消費税の課税業者にとって大変な負担となっています。

納税緩和措置の一つの「換価の猶予」を申請して認められれば、分割納付が可能となり通常の分納では延滞税が付きますが延滞税が軽減されます。

民間では「換価の猶予」の学習会を開催します。「消費税が高すぎて払えない」「今後のためにも制度を知りたいなど興味がある方はぜひ、ご参加下さい。

払いきれない現金

「換価の猶予」申請の学習会

4月13日(木)

午後7時より

三条民商事務所 2階



「換価の猶予」とは

納税緩和措置の一つで平成27年に申請型の「換価の猶予」が新設されました。税務署に申請して、猶予が認められると分納が可能となり差し押さえなどはストップされ、延滞税の一部または全額が免除となり最大の猶予期間は2年となります。

婦人部記録会

4月18日(火)13時30分より 民商事務所

4月18日(火)19時30分より 民商事務所

4月25日(火)13時30分より 石上 吉田さん宅

支帳記録会 加茂支所

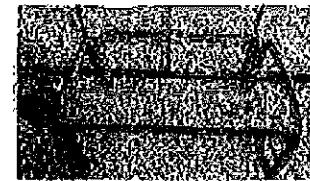
4月13日(木)19時半 島羽さん宅

法律相談 開講受付中

工藤和雄顧問弁護士

お問い合わせは民商事務所まで

◆欲しい人いませんか？
子ども用のバビーチェア・ガラステーブルをお譲ります。お問い合わせ・詳細は民商まで！



始めてみませんか！
パソコン記帳

参加者募集中！

☆参加希望の方は民商までお問い合わせを



勤労保険年商連新規の登録セミナー

とき 4月10・11日(月・火)

午前10時～午後6時

ところ 三条民商事務所

事務組合委託事業所には年度更新

の書類を送付しました。記入の上、印鑑も忘れずに持参願います。

☆建設業の方…「一括有効事業報告書」で平成27年4月1日以後に開始した工事については消費税を除いた金額を記入して下さい。

☆なお、廃止された(廃止予定)事業所も保険料の確定作業が必要です。必ず手続きをお願いします。

第3回定期総会

4月23日(日)ヨリノンアラザ

午前9時半～午後3時

一年間の活動振り返り、情勢を切り聞く新たな運動方針を決めます。戦争法について市民連合新潟の金子修井議士を招いて学習会を行います。恒例の物産展もあります。



◆白色申告者の記帳が簡易化され自主記帳・自主計算が欲すます重要なっており、会計ソフトを使って記帳する人も増えています。計算はパソコンがやってくれますがある程度の簿記の知識も必要です。

◆民商では今年から新たに始める方、もうすでにパソコンでやっている人でもまだよくわかっていないなどを対象にパソコン記帳の講習会を企画しています。参加希望の人は民商までお問い合わせ下さい。日程は決まり次第お知らせします。